

# 北海道生物多様性保全計画に基づく施策の 進捗状況の点検・評価結果

平成26年5月

生物多様性保全課

## < 目次 >

I	はじめに	1
II	点検・評価の進め方	1
	1 点検・評価の方針	
	2 点検・評価の実施	
III	目標・基本方針別の実施状況と今後の方向	6
	1 目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全	6
	2 目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続的な利用	11
	3 各目標共通	14
IV	関連指標による進捗状況の試行的な把握	16
	環境基本計画の関連指標等	17
V	計画の目標・基本方針ごとの点検・評価	31
	1 目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全	31
	2 目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続的な利用	31
VI	まとめ	32
	1 施策の実施方針の修正に向けた課題	32
	2 点検・評価に対応した指標の検討	33

### 資料編

資料1	目標・基本方針別点検・評価シート
-----	------------------

## I はじめに

北海道生物多様性保全計画（以下、「計画」という。）は、道における自然環境に関わる取組に関し、世界的かつ今日的な課題である「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめなおし、計画の目標とその達成に向けた基本方針及び施策の実施方針を平成22年7月に定めたもので、生物多様性保全は長期的な視点に立って取組むことが重要なことから、計画期間はおおむね10年としています。

本計画は、平成20年に制定された生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」及び、平成8年に道が制定した北海道環境基本条例に基づく環境基本計画の「生物多様性保全に関する基本プログラム」に該当するとともに、環境基本計画の個別計画となるものです。

また、平成25年3月に制定した北海道生物の多様性の保全等に関する条例の第9条においても、生物多様性地域戦略として生物多様性保全計画を定めなければならないとしています。

なお、この計画は、定期的に見直し、状況の変化に即応させていく必要があることから、計画では、定期的な点検・評価し、国の法制度や自然環境等に変化のあった場合などのほか、点検・評価結果等を踏まえ、必要に応じて見直すこととしています。

このため、生物多様性保全条例の制定及び国の生物多様性国家戦略の改定（平成24年9月）を踏まえ、この度、計画に関連する施策の実施状況を取りまとめ、また、計画の点検・評価を実施しました。

## II 点検・評価の進め方

### 1 点検・評価の方針

計画の点検・評価は、計画のIVの1「計画の目標と基本方針」に掲げる目標・基本方針（表1）ごとに、施策の実施状況の点検・評価を行うこととしました。

また、計画は、道における自然環境に関わる取組全般をまとめたものであり、環境基本計画の個別計画であること、さらに環境基本計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度、点検・評価が実施されていることから、計画の点検・評価にあたっては、平成25年度に実施された、環境基本計画に基づく平成24年度の施策の進捗状況の点検・評価（以下、「環境基本計画の点検・評価」という。）の結果を活用することとしました。（図1）

環境基本計画の「分野」及び「道の施策（施策の体系）」は表2のとおりです。

### 2 点検・評価の実施

#### （1）点検・評価の対象となる施策の抽出

環境基本計画の40の施策から、計画の目標・基本方針の各項目ごとに関連する25の施策を抽出しました。（表3）

なお、関連する施策の中で、主として、「北海道地球温暖化防止対策推進計画」及び「北海道循環型社会推進基本計画」の推進に関するものなど、本計画との関係が限定的なものは、本計画の点検・評価には含めないものとしました。

#### （2）目標・基本方針ごとの点検・評価

抽出した25の施策について、環境基本計画の点検・評価結果（「IV分野別の点検・評価」及び「V 重点事項別の点検・評価」）から、「目標及び基本計画の達成状況」「平成24年度の主な取組」「課題と今後の方向」「関連指標及び補足データ」を抽出し、本計画の目標・基本方針ごとに「目標・基本方針別の点検・評価シート」（資料編）を作成しました。

次に、抽出した環境基本計画の点検・評価結果から計画の目標・基本方針別の実施状況と今後の方向を整理するとともに、抽出した関連指標その他のデータにより計画の進捗状況を試行的に把握しました。

こうして作成、整理、把握した情報を元に、計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価を行い、施策の充実や計画の見直しに向けた課題をまとめました。

表1 「計画の目標と基本方針」に掲げる目標・基本方針

北海道生物多様性保全計画（抜粋）

IV 計画の基本方針

1 計画の目標と基本方針

生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていくためには、地域それぞれが持つ自然の固有性や社会・経済的な地域の特性に応じた方策が必要です。

また、種の多様性、遺伝子の多様性を含む多様な生態系は、様々な動植物と土壌、水、大気、太陽光によって構成されています。このことから、生物多様性を保全していくためには、多様な生態系を構成するこうした要素の保全が必要となります。

加えて、それぞれの地域において生態系サービスを将来にわたって享受していくためには、持続可能なやり方で利用していく必要があります。

以上のことから、次の目標を掲げ、その達成に向けた基本方針を設定して、実施方針に反映させます。

○目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

- 基本方針
- ①地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る
  - ②絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る
    - ・絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保
    - ・希少種の個体数の回復
    - ・必要に応じた外来種の防除
  - ③安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る

○目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

- 基本方針
- ①生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る
    - ・生態系や種の保全を考慮した動植物の利用
    - ・環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用
  - ②生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る
    - ・自然条件を考慮した適正な区分と利用
    - ・環境負荷の抑制と土地利用目的の両立

図1 点検評価の流れ

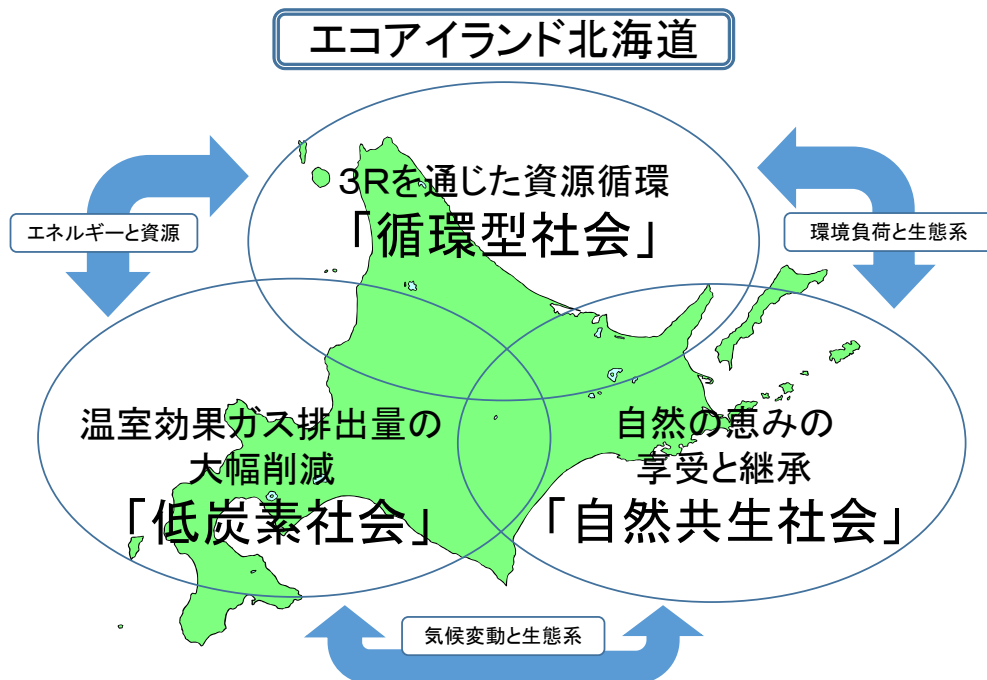
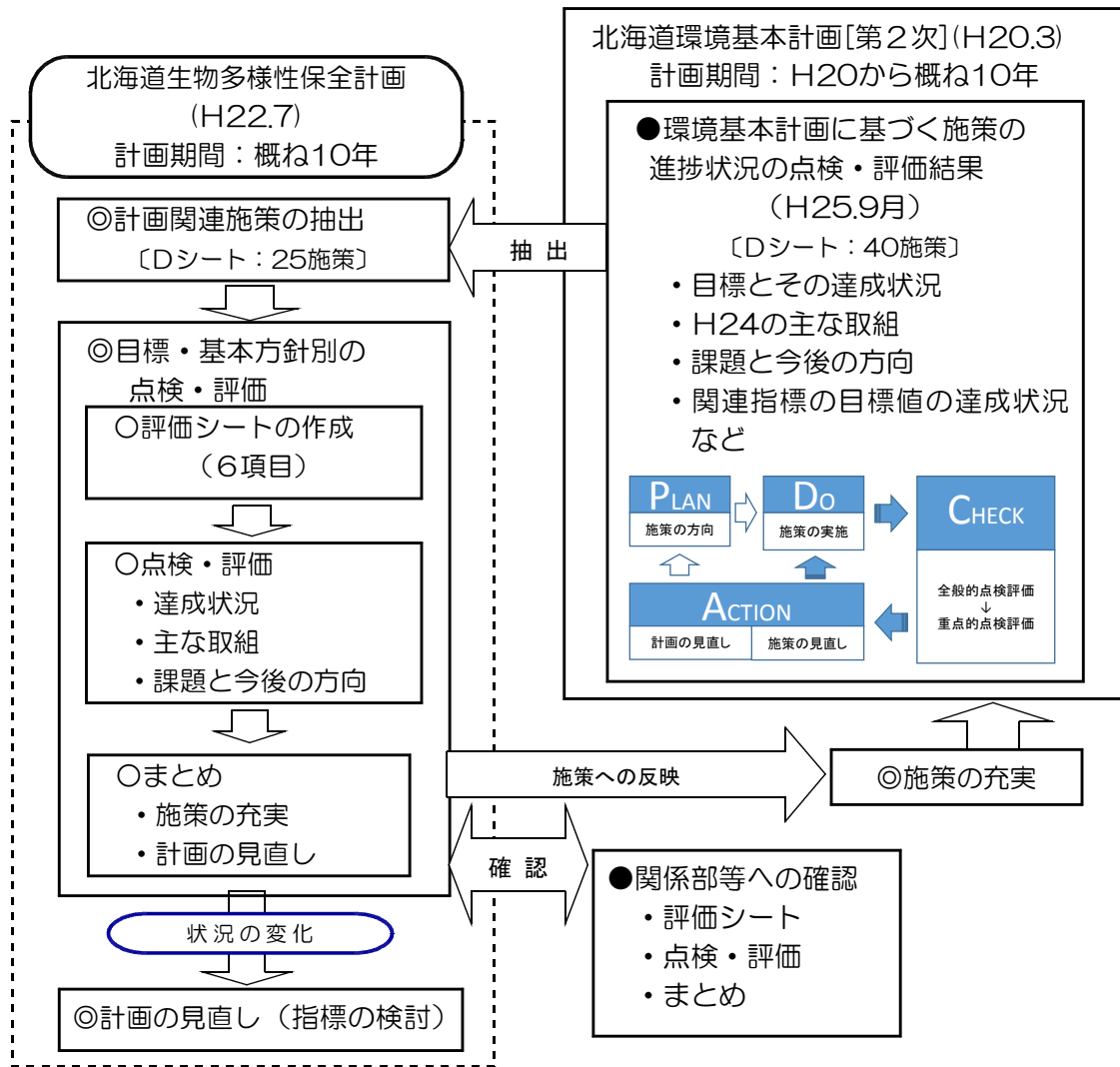


表2 北海道環境基本計画〔第2次計画〕に掲げる「分野」及び「道の施策（施策の体系）」

分 野		施策 No.
施 策		
I 地域から取り組む地球環境の保全		
①地球温暖化対策の推進	ア 温室効果ガスの排出抑制対策	1
	イ 森林等による二酸化炭素吸収源対策	2
②その他の地球環境保全対策の推進		3
II 北海道らしい循環型社会の形成		
①3Rの推進		4
②廃棄物の適正処理の推進	ア 一般廃棄物の適正処理	5
	イ 産業廃棄物の適正処理	6
③バイオマスの利活用の推進		7
④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興		8
III 自然との共生を基本とした環境の保全と創造		
①すぐれた自然環境の保全	ア 自然公園等のすぐれた自然の保全	<u>9</u>
	イ 公益的な機能の高い森林の保全	<u>10</u>
	ウ 知床世界自然遺産の厳格な保全	<u>11</u>
②自然とのふれあいの推進	ア 自然とのふれあいの場の確保	<u>12</u>
	イ 自然環境にやさしいツーリズムの推進	<u>13</u>
	ウ 知床世界自然遺産の適正な利用	<u>14</u>
③野生生物の保護管理	ア 希少野生動植物の保護	<u>15</u>
	イ 外来種の防除の推進	<u>16</u>
	ウ 野生鳥獣の適正な保護管理	<u>17</u>
	エ 多様な野生生物の生息・生育環境の保全	<u>18</u>
④快適な環境の保全と創造	ア みどりの保全と創造	<u>19</u>
	イ 水辺の保全とふれあいづくり	<u>20</u>
	ウ 北海道らしい景観の形成	<u>21</u>
	エ 飼養動物の愛護と管理	<u>22</u>
IV 安全・安心な地域環境の確保		
①大気、水など生活環境の保全	ア 大気環境の保全	<u>23</u>
	イ 水環境の保全	<u>24</u>
	ウ 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策	25
②化学物質等による環境汚染の未然防止		26
③その他の生活環境保全対策		27
V 共通する施策		
①環境に配慮する人づくりの推進	ア 環境教育の推進	<u>28</u>
	イ 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進	<u>29</u>
	ウ 環境情報の提供	<u>30</u>
②環境と経済の好循環の創出	ア 環境に配慮した事業活動の推進	31
	イ 環境ビジネスの振興	32
	ウ 環境と調和した産業の展開	<u>33</u>
③環境と調和したまちづくり		ア 環境に配慮した土地利用やまちづくりの推進 <u>34</u>
④環境への配慮	ア 道民の環境にやさしいライフスタイルの確立	<u>35</u>
	イ 道などが行う事務・事業における環境配慮の推進	<u>36</u>
⑤環境影響評価制度の運用		<u>37</u>
⑥環境保全施設の整備等		38
⑦環境に関する調査研究の推進		<u>39</u>
⑧環境保全に資する国際的な取組の推進		40

※施策No.の「太字」は、計画の目標・基本方針の各項目に関連するもの

表3 北海道環境基本計画[第2次計画]に基づく関連施策と北海道生物多様性保全計画の目標・基本方針との関係

北海道環境基本計画			北海道生物多様性保全計画								
分野	施策	施策No.	目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全			目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用					
			基本方針① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る。	基本方針② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る。	基本方針③ 安定的な生態系やそれを構成する動植物の維持を図る。	基本方針① 生態系に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的利用を図る。	基本方針② 生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る。	基本方針① 生態系や種の保全を考慮した動植物の利用	基本方針② 環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用	基本方針① 自然条件を考慮した適正な区分と利用	基本方針② 環境負荷の抑制と土地利用目的の両立
I 地域から取り組む地球環境の保全											
	① 地球温暖化対策の推進	ア 温室効果ガスの排出抑制対策	1								
		イ 森林等による二酸化炭素吸収源対策	2								
	② その他の地球環境保全対策の推進		3								
II 北海道らしい循環型社会の形成											
	① 3Rの推進		4								
	② 廃棄物の適正処理の推進	ア 一般廃棄物の適正処理	5								
		イ 産業廃棄物の適正処理	6								
	③ バイオマスの利活用の推進		7								
	④ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興		8								
III 自然との共生を基本とした環境の保全と創造											
	① すぐれた自然環境の保全	ア 自然公園等のすぐれた自然の保全	9	○	○		○				
		イ 公益的な機能の高い森林の保全	10		○		○				
		ウ 知床世界自然遺産の厳格な保全	11	○			○				
	② 自然とのふれあいの推進	ア 自然とのふれあいの場の確保	12						○		○
		イ 自然環境にやさしいツーリズムの推進	13						○		
		ウ 知床世界自然遺産の適正な利用	14					○			
	③ 野生生物の保護管理	ア 希少野生動植物の保護	15	○	○	○					
		イ 外来種の防除の推進	16	○			○				
		ウ 野生鳥獣の適正な保護管理	17	○			○				
		エ 多様な野生生物の生息・生育環境の保全	18				○				
	④ 快適な環境の保全と創造	ア みどりの保全と創造	19					○			
		イ 水辺の保全とふれあいづくり	20					○			
		ウ 北海道らしい景観の形成	21		○						
		エ 飼養動物の愛護と管理	22				○				
IV 安全・安心な地域環境の確保											
	① 大気、水など生活環境の保全	ア 大気環境の保全	23						○		
		イ 水環境の保全	24						○		
		ウ 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策	25								
	② 化学物質等による環境汚染の未然防止		26								
	③ その他の生活環境保全対策		27								
V 共通する施策											
	① 環境に配慮する人づくりの推進	ア 環境教育の推進	28								○
		イ 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進	29								○
		ウ 環境情報の提供	30								○
	② 環境と経済の好循環の創出	ア 環境に配慮した事業活動の推進	31								
		イ 環境ビジネスの振興	32								
		ウ 環境と調和した産業の展開	33								
	③ 環境と調和したまちづくり	ア 環境に配慮した土地利用やまちづくりの推進	34							○	
	④ 環境への配慮	ア 道民の環境にやさしいライフスタイルの確立	35								○
		イ 道などが行う事務・事業における環境配慮の推進	36								○
	⑤ 環境影響評価制度の運用		37							○	
	⑥ 環境保全施設の整備等		38								
	⑦ 環境に関する調査研究の推進		39	○							○
	⑧ 環境保全に資する国際的な取組の推進		40								

### Ⅲ 目標・基本方針別の実施状況と今後の方向

計画の実施状況と今後の方向は、平成25年度に実施された、環境基本計画の点検・評価の結果から、計画の「目標・基本方針別の点検・評価シート」(資料編)に関連する施策の該当する部分を、表3にしたがって抽出していますが、一部の項目については、時点修正をしています。

#### 1 目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

##### (1) 基本方針① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る

###### ① 達成状況

###### 環境基本計画の点検評価結果Ⅳ分野別の点検・評価の「目標及び達成状況」

###### ア すぐれた自然環境の保全

環境基本計画の目標	自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する
環境基本計画の達成状況	自然保護監視員、鳥獣保護員及び希少野生動植物保護監視員を配置し、自然公園や鳥獣保護区等における適切な保護管理等を行っています。

###### イ 野生生物の保護管理

環境基本計画の目標	希少野生動植物種の保護管理や、外来種による生態系等への影響低減などにより生物多様性の確保を図る
環境基本計画の達成状況	道内の野生動植物のうち、特に保護を図る必要があるものを、生物多様性保全条例による希少野生動植物種として指定するなど、希少野生動植物種の保護を総合的に進めています。 特別天然記念物タンチョウの個体数は増加傾向にあります。(Ⅳ関連指標②等参照) アライグマやセイヨウオオマルハナバチ等の生息域が拡大し、在来種への影響が懸念されている状況にあり、特にアライグマについては、捕獲数、農業被害額ともに近年は増加傾向にあります。外来生物法に基づく防除計画策定市町村数は年々増えていますが、目標達成に向け、やや遅れが見られます。(Ⅳ関連指標③等参照)

環境基本計画の目標	鳥獣の生息環境の保全や、鳥獣による農林水産被害の防止など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する
環境基本計画の達成状況	ヒグマについては、全道を対象とするヒグマ保護管理計画の策定に向け、全振興局による調査を開始し、全道的な個体群動態のモニタリング調査に着手しています。(Ⅳ環境白書①参照) エゾシカについては、平成24年度の生息数は依然として高水準にありますが、減少傾向にあります。(Ⅳ関連指標④等参照)

###### ウ 環境に関する調査研究の推進

環境基本計画の目標	関係機関と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する
環境基本計画の達成状況	国や北海道立総合研究機構、道内外の大学、民間企業などが連携した環境保全に係る調査研究を促進しています。



## ② 平成24年度の主な取組

### ア すぐれた自然環境の保全

#### (ア) 自然公園等のすぐれた自然の保全（環境基本計画施策番号9）

- ・自然保護監視員、鳥獣保護員及び希少野生動植物保護監視員（延べ486名）を配置し、希少種の保護監視等を行いました。【環境生活部】

### イ 野生生物の保護管理

#### (ア) 希少野生動植物の保護・外来種の防除の推進（環境基本計画施策番号15・16）

- ・指定希少野生植物種の指定の推進や関係機関と連携した特別天然記念物タンチョウの保護対策を進めるなど希少種の減少抑止や増加に向けた取組を行いました。【環境生活部】
- ・外来種による本道の生態系への悪影響を防止するため、特に問題となっているアライグマとセイヨウオオマルハナバチについて、市町村、農協、ボランティアなどと連携して生息状況の監視や駆除等を行いました。【環境生活部】
- ・外来魚であるブルーギル等の生息調査や食害調査を実施しました。【水産林務部】

#### (イ) 野生鳥獣の適正な保護管理（環境基本計画施策番号17）

- ・全道を対象とするヒグマ保護管理計画の策定に向け、全振興局による調査を開始し、全道的な個体群動態のモニタリング調査に着手しました。【環境生活部】
- ・「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカの個体数を適正に管理し、被害の低減を図るため、生息・捕獲状況調査等を実施しました。【環境生活部】

### ウ 環境に関する調査研究の推進

#### (ア) 環境に関する調査研究の推進（環境基本計画施策番号39）

- ・北海道立総合研究機構と連携し、エゾシカ対策等に関する調査研究に取り組みました。【環境生活部】

## ③ 課題と今後の方向

### ア すぐれた自然環境の保全

- ・自然公園や道自然環境保全地域、天然記念物、名勝等については、継続した現状把握が必要なため、今後も自然保護監視員等による定期的な監視・調査を行います。

### イ 野生生物の保護管理

- ・アライグマについては、農業被害の増加や本道固有の生態系への影響等が懸念されており、今後も市町村や道民ボランティアなどと連携しながら監視や駆除等の取組を進めます。
- ・ヒグマについては、全道域における保護管理を行う必要があることから、生息数等の把握のためのモニタリング調査を行います。
- ・エゾシカについては、近年、減少傾向にあるものの依然高水準にあり、適正な個体数の管理に向け、総合的なエゾシカ対策を進めます。

### ウ 環境に関する調査研究の推進

- ・環境に関する調査研究の推進については、国、関係自治体、各試験研究機関などと連携を図りながら、すぐれた自然や生物多様性の保全など、様々な環境分野における課題解決に向け、調査研究等を進めます。

## (2) 基本方針② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る

- ・絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保
- ・希少種の個体数の回復
- ・必要に応じた外来種の防除

### ① 達成状況

環境基本計画の点検評価結果Ⅳ分野別の点検・評価の「目標及び達成状況」

## ア すぐれた自然環境の保全

環境基本計画 の目標	自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する
環境基本計画 の達成状況	自然保護監視員、鳥獣保護員及び希少野生動植物保護監視員を配置し、自然公園や鳥獣保護区等における適切な保護管理等を行っています。(再掲)

環境基本計画 の目標	森林、農地、水辺等が有する環境保全機能の維持増進を図る
環境基本計画 の達成状況	多様な生態系や水源かん養機能を有する森林の保全や整備、豊かな生物をはぐくむ潤いのある河川環境の保全・整備を行い、積極的な生物多様性保全活動を促進しています。(Ⅳ関連指標①⑤参照)

## イ 野生生物の保護管理

環境基本計画 の目標	希少野生動植物種の保護管理や、外来種による生態系への影響低減などにより生物多様性の確保を図る
環境基本計画 の達成状況	道内絶滅種10種を含む保護が必要な1,084種の野生生物のうち、特に保護を図る必要があるものを生物多様性保全条例に基づく指定希少野生動植物種として指定する(29種指定)など、希少野生動植物種の保護を総合的に進めています。 特別天然記念物タンチョウの個体数は増加傾向にあります。(関連指標②参照)(再掲) アライグマやセイヨウオオマルハナバチ等の生息域が拡大し、在来種への影響が懸念されている状況にあり、特にアライグマについては、捕獲数、農業被害額ともに近年は増加を続けています。外来生物法に基づく防除計画策定市町村数は年々増えていますが、目標達成に向け、やや遅れが見られます。(関連指標③参照)(再掲)

## ②平成24年度の主な取組

### ア すぐれた自然環境の保全

- (ア) 自然公園等のすぐれた自然の保全(環境基本計画施策番号9)
  - ・自然保護監視員、鳥獣保護員及び希少野生動植物保護監視員(延べ486名)を配置し、希少種の保護監視等を行いました。【環境生活部】(再掲)
- (イ) 公益的な機能の高い森林の保全(環境基本計画施策番号10)
  - ・希少な野生動植物の生息・生育している森林を生物多様性保全の森林として設定し保全するとともに、道有林等において造林などの森林整備を行いました。【水産林務部】

### イ 野生生物の保護管理

- (ア) 希少野生動植物の保護・外来種の防除の推進(環境基本計画施策番号15・16)
  - ・指定希少野生動植物種の指定の推進や関係機関と連携した特別天然記念物タンチョウの保護対策を進めるなど希少種の減少抑止や増加に向けた取組を行いました。【環境生活部】(再掲)
  - ・外来種による本道の生態系への悪影響を防止するため、特に問題となっているアライグマとセイヨウオオマルハナバチについて、市町村、農協、ボランティアなどと連携して生息状況の監視や駆除等を行いました。【環境生活部】(再掲)
  - ・道内の外来魚であるブルーギル等の生息調査や食害調査を実施しました。主な外来魚であるブルーギルについては、函館市等とともに函館市五稜郭公園において駆除を実施し、ブラウントラウトについては、渡島総合振興局管内の3河川で駆除を実施しました。【水

## ③ 課題と今後の方向

## ア すぐれた自然環境の保全

- 自然公園や道自然環境保全地域、天然記念物、名勝等については、継続した現状把握が必要なため、今後も自然保護監視員等による定期的な監視・調査を行います。(再掲)
- 原生林など公益的な機能の高い森林の保全については、保安林に設定するなどにより、引き続きその保全や整備を進めます。また、道民との協働による森林づくりの活動を進めるため、企業や住民の参加など多様な手法による森林の保全や整備を進めます。

## イ 野生生物の保護管理

- 絶滅のおそれのある野生動植物種については、生物多様性保全条例に基づき指定希少野生動植物種に指定するなどして保護を進めます。
- 希少野生動物である特別天然記念物タンチョウについては、徐々に生息域が拡大する傾向にありますが、越冬期には給餌場に集中しており、高病原性鳥インフルエンザなどの感染症の蔓延のおそれがあるため、越冬期の分散を進めていく必要があります。
- 本道の生態系などへの影響が懸念される外来種の防除の推進については、生物多様性保全条例に基づき、外来種対策基本方針を定め、指定外来種（野外に放つこと等を禁止）の指定を進める等、外来種対策を総合的に進めます。
- アライグマについては、農業被害の増加や本道固有の生態系への影響等が懸念されており、今後も市町村や道民ボランティアなどと連携しながら監視や駆除等の取組を進めます。(再掲)

## (3) 基本方針③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る

## ① 達成状況

## 環境基本計画の点検評価結果Ⅳ分野別の点検・評価の「目標及び達成状況」

## ア すぐれた自然環境の保全

環境基本計画の目標	自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する
環境基本計画の達成状況	多様な生態系を保全する森林の箇所数は基準年からは増加していますが、目標達成に向けて遅れがみられます。(Ⅳ関連指標①等参照) 自然保護監視員、鳥獣保護員及び希少野生動植物保護監視員を配置し、自然公園や鳥獣保護区等における適切な保護管理等を行っています。(再掲)

環境基本計画の目標	森林、農地、水辺等が有する環境保全機能の維持増進を図る
環境基本計画の達成状況	多様な生態系や水源かん養機能を有する森林の保全や整備、豊かな生物をはぐくむ潤いのある河川環境の保全・整備を行い、積極的な生物多様性保全活動を促進しています。(Ⅳ関連指標①⑤参照)

## イ 野生生物の保護管理

環境基本計画の目標	鳥獣の生息環境の保全や、鳥獣による農林水産被害の防止など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する
環境基本計画の達成状況	鳥獣の生育環境の保全については、自然保護監視員、鳥獣保護員及び希少野生動植物保護監視員を配置し、希少種の盗掘防止などの適切な保護管理等を行っています。(再掲) ヒグマについては、全道を対象とするヒグマ保護管理計画の策定に向け、全振興局による調査を開始し、全道的な個体群動態のモニタリング調査に

着手しています。(Ⅳ環境白書③参照)(再掲)

エゾシカについては、平成24年度の生息数は依然として高水準にありますが、減少傾向にあります(Ⅳ関連指標④等参照)(再掲)

## ② 平成24年度の主な取組

### ア すぐれた自然環境の保全

#### (ア) 自然公園等のすぐれた自然の保全(環境基本計画施策番号9)

- ・スノーモビルの乗入れに伴う動植物への影響を防止するため、天塩岳道立自然公園の公園計画見直しに着手しました。
- ・自然保護監視員、鳥獣保護員及び希少野生動植物保護監視員(延べ486名)を配置し、自然公園や鳥獣保護区等における適切な保護管理、狩猟者指導及び希少種の保護監視等を行いました。【環境生活部】

#### (イ) 公益的な機能の高い森林の保全(環境基本計画施策番号10)

- ・希少な野生動植物の生息・生育している森林を生物多様性保全の森林として設定し保全するとともに、道有林等において造林などの森林整備を行いました。【水産林務部】(再掲)

### イ 野生生物の保護管理

#### (ア) 野生鳥獣の適正な保護管理(環境基本計画施策番号17)

- ・野鳥の高病原性鳥インフルエンザの早期発見及び発生時における感染範囲の把握のため、渡り鳥の飛来地の巡視や死亡野鳥等のウイルス検査を実施しました。【環境生活部】
- ・ヒグマによる人身事故が多い春季・秋季に注意特別期間を設け、パトロールやリーフレット配布を行ったほか、ヒグマ保護管理検討会を開催しました。【環境生活部】
- ・「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカの個体数を適正に管理し、被害の低減を図るため、関係機関によるエゾシカ対策協議会を開催し、対策について検討しました。【環境生活部】
- ・地域におけるエゾシカの捕獲目標として「捕獲推進プラン」を策定するとともに、国や道の交付金による捕獲経費への補助や関係機関と連携した「一斉捕獲推進月間」の設定などにより、市町村による効率的な捕獲事業の支援を実施しました。【環境生活部】
- ・試験実施町村、NPO、大学等とともに協議会(エゾシカネットワーク)を設置し、効率的な捕獲技術(シャープ・シューティング)の実証試験、捕獲の担い手育成等の研修会、エゾシカによる高山植物食害対策の現地試験等を実施しました。【環境生活部】

## ③ 課題と今後の方向

### ア すぐれた自然環境の保全

- ・自然公園の公園計画見直しや、天然記念物、名勝等の新たな地域指定や地域の拡大に向け、関係する市町村や機関との継続した協議や調整を進めます。
- ・継続した現状把握が必要なため、今後も自然保護監視員等による定期的な監視を行うなど、自然公園や道自然環境保全地域等のすぐれた自然環境を適切に保護・管理します。
- ・公益的な機能の高い森林の保全については、引き続き、原生林や保安林をはじめとする森林の整備・保全等を進めます。また、道民との協働による森林づくりの活動を進めるため、企業や住民の参加など多様な手法による森林の保全や整備を進めます。(再掲)

### イ 野生生物の保護管理

- ・エゾシカについては、多大な農林業被害はもとより、天然林の樹皮剥離や林床植物の減少、高山植物への食害など、生態系への悪影響や人間とのあつれきが顕著になっているため、適正な個体数の管理に向け、捕獲の促進や捕獲の担い手の確保、有効活用の推進など、総合的なエゾシカ対策を進めます。
- ・集落付近への出没や農作物被害が増加しているヒグマについては、全道域における保護管理を行う必要があることから、生息数の把握のためのモニタリング調査やヒグマに対応で

きる狩猟者の育成、人身事故等の防止に向けた普及啓発などを行います。

## 2 目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

### (1) 基本方針① 生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る

- ・生態系や種の保全を考慮した動植物の利用
- ・環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用

#### ① 達成状況

環境基本計画の点検評価結果Ⅳ分野別の点検・評価の「目標及び達成状況」

#### ア すぐれた自然環境の保全

環境基本計画の目標	森林、農地、水辺等が有する環境保全機能の維持増進を図る
環境基本計画の達成状況	多様な生態系や水源かん養機能を有する森林の保全や整備、豊かな生物をはぐくむ潤いのある河川環境の保全・整備を行い、積極的な生物多様性保全活動を促進しています。(Ⅳ関連指標①⑤参照)(再掲)

#### イ 自然とのふれあいの推進

環境基本計画の目標	自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する
環境基本計画の達成状況	本道の豊かですぐれた自然環境を、今後も維持しながら利用できるよう、自然公園等において、必要な施設整備を行っています。 世界自然遺産の知床では、保全と利用の両立を図るため、利用者に対し適正利用に関するルールである「知床ルール」の実践・徹底を図っています。

#### ウ 快適な環境の保全と創造

環境基本計画の目標	みどりや水辺とのふれあいづくりを推進する
環境基本計画の達成状況	緑化については、「道民との協働により育てる樹木の本数」に遅れが見られますが、緑化活動団体等の自発的な活動の定着により、道民が参加する催しにおいて植樹・育樹された樹木の本数は、年間80万本程度となっています。(Ⅳ関連指標⑥等参照) 水辺に集い憩える場が整備された河川の本数は順調に増加しています。(Ⅳ関連指標⑤参照)

#### エ 大気、水など生活環境の保全

環境基本計画の目標	きれいな空気や水を守る
環境基本計画の達成状況	公共用水域(河川、湖沼、海域)における環境基準の達成率は92.3%と、比較的良好に保たれていますが、一部の湖沼など閉鎖性水域は依然として低い状況にあります。(Ⅳ関連指標⑦等参照)

### ② 平成24年度の主な取組

#### ア すぐれた自然環境の保全

##### (ア) 公益的な機能の高い森林の保全(環境基本計画施策番号10)

- ・希少な野生動植物の生息・生育している森林を生物多様性保全の森林として設定し保全するとともに、道有林等において造林などの森林整備を行いました。【水産林務部】(再

掲)

イ 自然とのふれあいの推進

(ア) 知床世界自然遺産の適正な利用（環境基本計画施策番号14）

- ・知床ルール（適正な利用）の普及啓発として、登山者における携帯トイレの利用を促進する啓発資材を作成し、啓発を行いました。【環境生活部】

ウ 快適な環境の保全と創造

(ア) 水辺の保全とふれあいづくり（環境基本計画施策番号20）

- ・アサヒビール（株）の協力を得ながら、（公財）北海道環境財団と連携して、ラムサール条約登録湿地の保全活動や環境教育活動及び知床世界自然遺産の保全に係る普及啓発活動を支援しました。【環境生活部】

エ 大気、水など生活環境の保全

(ア) 水環境の保全（環境基本計画施策番号24）

- ・市町村が行う浄化槽設置整備事業や公共下水道の整備に対して補助するとともに、農業集落の排水処理施設を整備しました。【環境生活部、建設部、農政部】
- ・地域の環境保全団体等への助言・支援等を行い、2流域（風蓮湖・野付湾）で流域環境保全計画が策定されました。【環境生活部】
- ・本道の水環境の保全に貢献したい企業との協働事業である「北海道eー水（イーミズ）プロジェクト」により、地域の湖沼・河川等において水環境の保全に取り組む活動団体に対し助成を行いました。

③ 課題と今後の方向

ア すぐれた自然環境の保全

- ・公益的な機能の高い森林の保全については、引き続き、原生林や保安林をはじめとする森林の整備・保全等を進めます。また、道民との協働による森林づくりの活動を進めるため、企業や住民の参加など多様な手法による森林の保全や整備を進めます。（再掲）

イ 自然とのふれあいの推進

- ・道内の自然公園の利用者数は減少傾向にあるものの、すぐれた自然環境を適切に保護・管理するとともに、近年のアウトドア活動の多様化等により、これまで以上に適正な利用を促進し、自然とふれあう場や機会を提供します。
- ・知床の自然環境の適正な保全と利用を進めるため、知床ルールの定着に向けた普及啓発の取組を引き続き実施します。

ウ 大気、水など生活環境の保全

- ・水環境の保全については、一部湖沼など閉鎖性水域における環境基準達成率が依然として低いいため、今後とも公共用水域・地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導を実施していきます。
- ・道内各地域で水環境保全のための環境保全団体等による取組が行われているものの、健全な水環境の確保のための流域環境保全計画の策定までには至らない状況にあるため、引き続き、流域環境保全計画づくりガイドや「北海道eー水プロジェクト」などを活用した環境保全団体等への活動支援を行います。

(2) 基本方針② 生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る

- ・自然条件を考慮した適正な区分と利用
- ・環境負荷の抑制と土地利用目的の両立

① 達成状況

環境基本計画の点検評価結果Ⅳ分野別の点検・評価の「目標及び達成状況」

ア 自然とのふれあいの推進

環境基本計画 の目標	自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する
---------------	--------------------------------

環境基本計画の達成状況	<p>本道の豊かですぐれた自然環境を、今後も維持しながら利用できるよう、自然公園等において、必要な施設整備を行っています。(再掲)</p> <p>世界自然遺産の知床では、保全と利用の両立を図るため、利用者に対し適正利用に関するルールである「知床ルール」の実践・徹底を図っています。(再掲)</p>
-------------	--

#### イ 環境影響評価制度の運用

環境基本計画の目標	環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する
環境基本計画の達成状況	環境影響評価条例施行後の情勢変化を踏まえて、事業計画段階から環境配慮を検討する手続やインターネットにより公表する制度を新たに導入するなどの条例改正を行い、早期の事業計画段階からの環境配慮を含め、環境影響評価制度の適切な運用を図っています。

### ② 平成24年度の主な取組

#### ア 自然とのふれあいの推進

- (ア) 自然とのふれあいの場の確保（環境基本計画施策番号12）
  - ・自然公園の施設整備を行いました。【環境生活部】
- (イ) 知床世界自然遺産の適正な利用（環境基本計画施策番号14）
  - ・知床ルール（適正な利用）の普及啓発として、登山者における携帯トイレの利用を促進する啓発資材を作成し、啓発を行いました。【環境生活部】

#### イ 環境と経済の好循環の創出

- (ア) 環境と調和した産業の展開（環境基本計画施策番号33）
  - ・有機農業における生産者ネットワークづくりや、伐採後の確実な造林への支援を行った。【農政部、水産林務部】

#### ウ 環境と調和したまちづくり

- (ア) 環境に配慮した土地利用やまちづくりの推進（環境基本計画施策番号34）
  - ・国土の無秩序な開発を防止するため、1ha以上の規模の特定の開発行為について、開発許可、事前相談、事前審査、完了検査及び監視調査等を行いました。【環境生活部】

#### エ 環境影響評価制度の運用（環境基本計画施策番号37）

- ・環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施について、法又は条例に基づき環境影響評価制度の方法書手続、評価諸手続及び事前相談の審査等を行いました。また、環境影響評価条例施行後の情勢変化を踏まえて、事業計画段階から環境配慮を検討する手続やインターネットにより公表する制度を新たに導入するなどの条例改正を行いました。【環境生活部】

### ③ 課題と今後の方向

#### ア 自然とのふれあいの推進

- ・道内の自然公園の利用者数は減少傾向にあるものの、近年のアウトドア活動の多様化等により、これまで以上に適正な利用を促進し、自然とふれあう場や機会を提供します。
- ・知床の自然環境の適正な保全と利用を進めるため、知床ルールの定着に向けた普及啓発の取組を引き続き実施します。

#### イ 環境と経済の好循環の創出

- ・環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業については、クリーン農業に対する消費者の認知度が低いことや有機農業への参入・転換には多くの労力と年月を要することなどにより、取り組む生産者数等の増加の傾向が緩やかとなっているため、高度なクリーン農業技術の開発・普及や消費者の認知度の向上を図るとともに、平成25年3月に策定した「北海道有機農業推進計画（第2期）」に基づき、有機農業に取り組む農家等の増加に向けた施策の推進を図ります。

### 3 各目標共通

#### ① 達成状況（環境基本計画の目標ごと）

環境基本計画の点検評価結果Ⅳ分野別の点検・評価の「目標及び達成状況」

##### ア 自然とのふれあいの推進

環境基本計画の目標	自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する
環境基本計画の達成状況	本道の豊かですぐれた自然環境を、今後も維持しながら利用できるよう、自然公園等において、必要な施設整備を行っています。（再掲） 世界自然遺産の知床では、保全と利用の両立を図るため、利用者に対し適正利用に関するルールである「知床ルール」の実践・徹底を図っています。（再掲）

##### イ 快適な環境の保全と創造

環境基本計画の目標	みどりや水辺とのふれあいづくりを推進する
環境基本計画の達成状況	緑化については、「道民との協働により育てる樹木の本数」に遅れが見られますが、緑化活動団体等の自発的な活動の定着により、道民が参加する催しにおいて植樹・育樹された樹木の本数は、年間80万本程度となっています。（Ⅳ関連指標⑥等参照）（再掲） 水辺に集い憩える場が整備された河川の数も順調に増加しています。（Ⅳ関連指標⑤参照）（再掲）

##### ウ 環境に配慮する人づくりの推進

環境基本計画の目標	環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する
環境基本計画の達成状況	積極的に環境問題に取り組む人づくりを推進するため、家庭、学校、企業、地域等における環境教育を推進していますが、日常生活において環境に配慮した行動を行う人（＝「環境配慮活動実践者」）の割合は、平成24年度調査で52.8%にとどまっています（Ⅳ関連指標⑪参照）

##### エ 環境に関する調査研究の推進

環境基本計画の目標	関係機関と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する
環境基本計画の達成状況	国や北海道立総合研究機構、道内外の大学、民間企業などが連携した環境保全に係る調査研究を促進しています。（再掲）

#### ②平成24年度の主な取組

##### ア 自然とのふれあいの推進

- (ア) 自然とのふれあいの場の確保（環境基本計画施策番号12）
  - ・自然公園の施設整備を行いました。【環境生活部】（再掲）
- (イ) 知床世界自然遺産の適正な利用（環境基本計画施策番号14）
  - ・知床ルール（適正な利用）の普及啓発として、登山者における携帯トイレの利用を促進する啓発資材を作成し、啓発を行いました。【環境生活部】（再掲）

##### イ 環境に配慮する人づくりの推進

- (ア) 環境教育の推進（環境基本計画施策番号28）
  - ・環境学習普及事業を実施する（13振興局、33事業）とともに、地域の自主的な環境学



習を支援する「地域環境学習講座『eco-アカデミア』」では、専門家を講師として派遣しました。

- 安全な食品を選択する能力が望ましい食習慣を身につける「食育」を推進するため、どさんこ食育推進協議会の開催や食育コーディネーターの派遣を行いました。【農政部】
- 人と木と森との関わりについて考えることにより豊かな心をはぐくむ「木育」を推進するためのプログラムを活用し、木育マイスター育成研修を実施しました。

(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進（環境基本計画施策番号29）

- 道民・事業者・行政等が連携して環境保全活動を積極的に推進するため設置された「環境道民会議」において、環境問題について理解を深めるためのセミナーや情報交換会を実施しました。【環境生活部】

(ロ) 環境情報の提供（環境基本計画施策番号30）

- 環境に関する最新情報や話題を環境情報メールマガジン「北海道環境メッセージ」として配信するとともに、（公財）北海道環境財団が行うホームページ・電子メールによる情報提供や図書・資料・資材の貸出に対し補助を行いました。【環境生活部】

ウ 環境に関する調査研究の推進（環境基本計画施策番号39）

- 北海道立総合研究機構と連携し、エゾシカ対策等に関する調査研究に取り組みました。【環境生活部】（再掲）

### ③ 課題と今後の方向

#### ア 自然とのふれあいの推進

- 道内の自然公園の利用者数は減少傾向にあるものの、近年のアウトドア活動の多様化等により、これまで以上に適正な利用を促進し、自然とふれあう場や機会を提供します。（再掲）
- 知床の自然環境の適正な保全と利用を進めるため、知床ルールの定着に向けた普及啓発の取組を引き続き実施します。（再掲）

#### イ 環境に配慮する人づくりの推進

- 環境教育の推進については、環境問題に取り組む人づくりが重要であり、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の一部改正等に対応し、家庭、学校、職場、地域等における環境教育をさらに推進する必要があるため、現行の基本方針を見直し、「（仮称）北海道環境教育等行動計画」を策定します。

#### ウ 環境に関する調査研究の推進

- 環境に関する調査研究の推進については、国、関係自治体、各試験研究機関などと連携を図りながら、すぐれた自然や生物多様性の保全、大気・水質等の生活環境など、様々な環境分野における課題解決に向け調査研究を進めます。